



テクノファNEWS

ニュース・ダイジェスト

◆◆ 日本適合性認定協会FSSC 22000 認定プログラムを開始

日本適合性認定協会は、本年7月から「FSSC 22000 認定プログラム」認定事業を開始する予定であると発表した。FSSC 22000:--Food Safety System Certification 22000- は、オランダに事務所をもつ "Foundation for Food Safety Certification" が開発したスキームで、ISO 22000:2005 とBS PAS 220:2008を組み合わせたマネジメントシステム認証である。FSSC 22000は、GFSI (Global Food Safety Initiative: 国際食品安全イニシアチブ: 世界の食品小売業・メーカー等が参加し、食品安全に関する認証スキームのベンチマークを行う組織) から承認されているスキームである。

<http://www.jab.or.jp/news/2011/11032200.html>

◆◆ ISO/IEC 17021に関するオンラインの無料のチュートリアル

マネジメントシステムの審査及び審査員の力量に対する新しい要求事項を定めている国際規格であるISO/IEC 17021の改訂版である第2版に関する無料のチュートリアルが、現在ISOのウェブサイトで見ることができる。

ISO/IEC 17021:2011の目的は、世界中の官民両セクターの組織に対してマネジメントシステム認証の価値を高めることである。このオンラインのチュートリアルは、ISO/CASCO: ISO 適合性評価委員会により提供されたもので、英語のみであるが概要 (27スライド)、審査プロセス (62スライド)、審査員の力量 (19スライド) の3つのパワーポイントによるプレゼンテーションから構成され、2006年発行された初版との違い及び新しい要求事項について説明している。

<http://www.iso.org/iso/pressrelease.htm?refid=Ref1414>

◆◆ IAF/ISO共同コミュニケ―ISO 17021:2011への移行

ISO/IEC 17021:2011は2011年2月1日に発行されたが、IAFはISO/IEC 17021の施行日を、2年の移行期間後の2013年2月1日と決定した。IAF 及び ISOは、ISO 17021:2011 適合性評価―マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項への変更及び2年間の移行期間の根拠について述べた共同コミュニケを発表している。

IAF-ISO Joint Communique for Transition to ISO 17021:2011 <http://www.iaf.nu/>

前号第91号で間違いがありましたので、訂正とともにお詫び申し上げます。

■1ページ ニュース・ダイジェストのなかの◆◆ISO14001 (ISO14004):2004の改訂についての文中で「JTCG (Joint Technology Coordination Group)」は間違い、正しくは「JTCG (Joint Technical Coordination Group)」です。◆◆C242 (エネルギー) は正しくはTC242です。

【ニュース】 マネジメントシステム関連のニュース・ダイジェスト、テクノファ最新ニュース …1~2

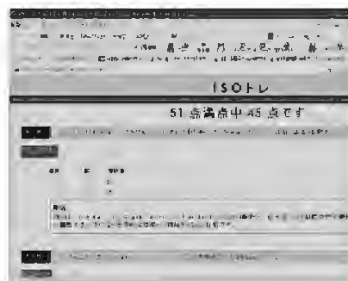
【講演】 「MS認証の信頼性向上とJABの取組みについて」

公益財団法人日本適合性認定協会認定センター 審議役 亀山嘉和氏 …3~8

テクノファ最新ニュース

■ オンラインによる事前学習『ISOトレ』スタート ■

「ISOトレ」(無料)は、コース受講前の受講者に、ご自身のISO規格や監査などについての理解度をインターネットのonline学習(約1時間程度の内容)にて自己チェックしていただき、コース受講前の理解度向上を図っていただく目的としたテクノファオリジナルの学習ツール。4月開催コースよりサービスを始めました。対象コースは、各審査員研修コースと主要内部監査員2日間コースの全13コース。テクノファ川崎開催コース他、全国のテクノファ拠点での開催コース、企業への出張コースのご受講でもご利用いただけます。受講後も1か月はご利用いただけますので、研修後の振り返り、学習チェックにもお役立ていただけます。



[ISOトレご案内ページ] <http://www.technofer.co.jp/others/isotraininginfo.php>

■ テクノファ スプリングセミナーを開催 ■

新年度の始まりにお役立ていただける「品質」「環境」をテーマにした4つのセミナーを4月12日(火)、4月13日(水)に開催しました。

●DAY1 4月12日(火) 土台作り編 この日は環境・品質について、新社員・新配属等、ISOに初めて触れる方を対象に「ISOとは何か?」から紐解く2つのコースを開催しました。どちらも受講者同士の短いグループワークを繰り返し自ら考えて学ぶカリキュラムで、活発な意見交換が生まれていました。

◆ゼロからわかる環境問題(SS01) 今、世の中で言われている「環境問題とは何か」さらに、持続可能な社会における企業に役立つ、求められる環境経営を促進する人材とはどのような人であるかを具体的な事例を基に考え気づきを得るコースでした。

◆ゼロからわかる品質マネジメントシステム(SS02) 『ある会社を発展させて大きくすることを自分で考える』簡単なワークを通じて、会社の仕組みと品質マネジメントシステムの基礎知識をリンクさせながらどのように活用するのかをお伝えしました。



●DAY2 4月13日(水) 実践編 日本の産業基盤を強化するためにも品質・環境・(CSR(社会的責任))について新たな知見を深めていただける、短時間でポイントを理解する2つのコースを開催しました。

◆いま求められる「社会的責任」の手引き(SS03) ISO26000規格検討の日本産業界代表エキスパートの関正雄氏、環境プランナー協議会 副代表の杉本嘉宏氏、2名の講師を招き、ISO26000「社会的責任に関する手引」をテーマに、日本の企業が誤解しがちな点、基本的考え方、活用のヒント、中小企業での活用、BCP(事業継続計画)等について解説していただきました。短時間でしたが、取引先監査のSR(社会的責任)監査に対する、必要な考え方を身につけていただけるセミナーとなりました。



◆いま求められる「品質保証のあり方」(SS04) 元(株)リコー品質本部本部長・技師長永原賢造氏をお迎えし、品質保証活動の本質は改善・改革の推進にあること、本来期待される品質保証のあり方、“品質は工程で作り込む”を実現する『プロセス保証』の考え方・品質保証スタッフに求められる力量をお伝えしました。短い時間ではありましたが、永原氏の実例に基づいたエピソードを交えた講義は、組織に展開される上での大きなヒントとなり得ることを感じさせるセミナーとなりました。

■ 厚生労働省 緊急人材育成支援事業(基金訓練)6月6日開講 ■

◆【環境ビジネス基礎科】 認定番号：22-14-03-13-1154 雇用保険を受給できない離職者(受給を終了した方を含む)に対して、中央職業能力開発協会より訓練実施の認定を受けて行う職業訓練(無料)です。

一定条件を満たせば、訓練期間中の生活保障として、訓練・生活支援給付金が支給されるというものです。つまり、「無料で勉強しながら、毎月給付金などの支援が得られる!」ということです。当社は、「環境ビジネス基礎科」として6月6日(月)～9月5日(月)まで基金訓練を実施することにいたしました。いま企業において、省エネでコスト削減(むり、むら、むだの見直し)は重要な課題となっています。そこで、環境知識・意識を持っている人材は、今後社会で活躍の場が増えてくるでしょう。テクノファは、「就活をしている」「知識を得て適職を見つけない」「自分の適性を探している」などの人たちが就職に結びつくよう支援をします。

MS認証の信頼性向上とJABの取組み

公益財団法人 日本適合性認定協会

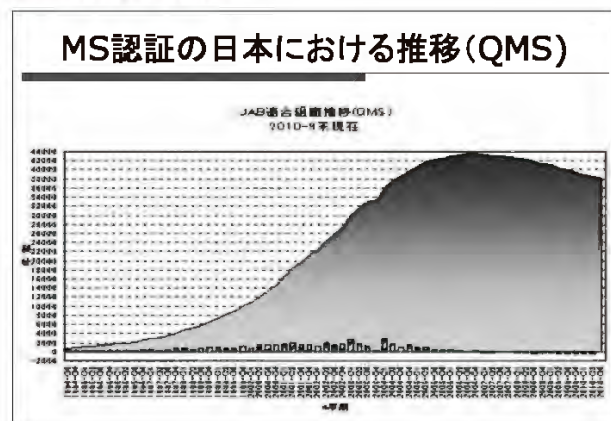
認定センター 審議役 亀山 嘉和氏

本稿は昨年12月東京大井町きゅりあんにて開催された第17回テクノファ年次フォーラムの講演から公益財団法人 日本適合性認定協会審議役亀山嘉和氏の「MS認証の信頼性向上とJABの取組み」を紹介します。

今日は認証認定制度の信頼性についてと、それに対してJABがどのように取組んできたかをお話したいと思っております。宜しくお願い致します。

まず、マネジメントシステム認証の現状についてJABのデータを紹介させていただき、次にマネジメントシステム認証の信頼性の問題について、更に過去から成された様々な取組みをレビューしながら今どの様な議論をしているか話を進めたいと思います。それから海外での取組み、特にIAFでも認証の信頼性について議論をしておりますので、それについても触れさせていただきます。また組織不祥事対応検討会もありますし、経済産業省が公表した「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」とそれに対応するための活動を行ってきたガイドライン対応委員会、そこで作ったアクションプランの実際の運営「アクションプランの概要と実行状況」、そして最後に「マネジメントシステム認証の信頼性向上に係わるJABの対応」ということでお話をさせていただきます。

■MS認証の推移



御覧のようにQMSについては完全にピークアウトしており38000件です。ただ、私どもが認定をしていない認証機関17社からのデータも入れますと同じ時期で50560の登録数があることとなります。



なお言えば、認証機関もJABの認定外の認証がありますし組織によっては非公開を要望するところもあり、それらはデータが入っていないため私どもが認定している認証機関のデータを見ますと38000件ではなく46000件あるのです。本来であれば38000件のところが膨らんでもいいと思いますがそうしたデータ上の問題があります。その点をご理解いただきたいということとデータは載せておりませんがJAB非認定先認証数の推移をみますと残念ながらJAB認定先の認証数の落ち込みの方が激しいというのが現実です。もうひとつ申し上げておきますと、JAB或いはJIPDECが認定をしていない認証機関が日本ではフランチャイズを含めて29社ありその内17社がアンケートに協力して頂いています。EMSでは現実の数は20000件位ですがアンケートベースでは26000件です。この様に認証数が下がっている状況で信頼性について議論をしていかなければいけないことは「認証の信頼性向上の策」の中でも例えば情報公開などを進めるにあたってこういう厳しい状況でどこまでやるのかなどの意見がない訳ではないというところ です。

■MS認証の信頼性に関わる問題対応

マネジメントシステム認証の信頼性についての議論が始まったのは過去を見ますと2003年7月に

MS認証の信頼性に関わる問題対応

1. 経済産業省公表「管理システム規格適合性評価専門委員会報告書(認証に関わる負のスパイラル)」(2003年7月)
2. JAB公表「組織不祥事対応検討会報告書」(2008年3月)
3. 経済産業省公表「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」(2008年7月)

経済通産省が公表した「管理システム規格適合性評価専門委員会報告書」があり、この中で「認証に関わる負のスパイラル」という言葉が初めて出てきた訳です。この時期は認証数が急激に増加した時代だったのですが、これは海外、特に中国・インド・韓国などで認証に関わる負の問題がすでに始まっていたことが挙げられます。当時政府の事務局がISO9001の信頼性の問題について警告を出した訳です。

2006年、2007年になると認証組織のいろいろな不祥事、データの改ざんなどもあり、何故認証を受けた組織がそうした不祥事を起こすのか、本当に認証されているのかといった問題がその当時マスコミや利害関係者その他から提起された訳です。そこでJABとしてはJACB（審査機関協議会）と一緒に認証組織の不祥事の対応についての議論を始めました。JABは認定機関として制度の要であるという自己認識で検討をしてきたということです。

同時期、経済通産省も委員会を別途設けてマネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のために「ガイドライン」を2008年7月に公表しました。間髪を入れずJAB、JIPDEC認証機関協議会JACB、学識経験者の方々、経産省がオブザーバーで「ガイドライン」にどう対応していくのか委員会を立ち上げて一年間議論し、2009年8月に報告書をま

IAFにおける認証の信頼性向上活動

1. Re-engineering of accreditation Task Force (2007年10月シドニー会議からスタート)
2. タスクフォースの再編成 (2009年2月ボン会議)
 - ・TF on Sanctions
 - ・TF on Obtaining Feedback from End Users
 - ・TF on Indicators of CB Performance
 - ・TF on Accreditation Market Surveillance

ずは出して「アクションプラン」をまとめた訳です。2009年9月以降実施できる事はやっていますがフォローアップの為に「マネジメントシステム認証懇談会」にて報告書の公表も考えています。海外でも特に中国・インド・韓国で具体的な問題が先に出ているのでISO/TC176品質それからIAFで相当問題が議論されて、2007年7月に報告書が出ています。

■IAFにおける認証の信頼性向上活動

それをベースにIAFで“Re-engineering of accreditation Task Force”を設置しました。2007年10月シドニー会議からこうしたタスクフォースが作られて対策を協議してきました。ただ、IAFの会議が開催回数が少なくなかなか進まないことからISO自体も改善についてISO、IAF、IRACのジョイントワーキンググループがIAFの動きを監視しようということになって進捗を早めるような指示が出されました。それで2009年2月にタスクフォース(TF)を再編しました。

- ・TF on Sanctions—認証の不祥事があった時は制裁を加える
- ・TF on Obtaining Feedback from End Users—最終ユーザーからの意見フィードバックをどのように得て改善するかを議論する
- ・TF on Indicators of CB Performance—認証機関のパフォーマンス例えば認証数、審査員数、認証移転数、審査工数の標準との解離の程度といったデータを定期的に認証機関から認定機関に提出してもらい認証機関の問題点を推測して審査プログラムに役立てる意図で検討する。
- ・TF on Accreditation Market Surveillance—認定機関が認証機関を飛び越して認証組織に調査に行く。「審査」という言葉は使わずMarket Surveillanceという。インドでの認定機関が現実にこうしたことをやり、そこからいろいろな問題が分かった。例えば同じ審査員が同日に幾つかの組織を審査した形になっていた。審査報告書の名寄せで判明したこともあり、現実に訪れると認証を受けるに値しない組織であったということで認定機関が直接認証組織を訪問することが効果的かも知れないという議論が出てきた。これについては期間、費用など議論が続いている。

最初のTF on Sanctionsは私が主査として2010年9月にIAFの基準文書を発行しJABのWebサイトにもIAF基準文書の日本語訳を載せていますので参考にして下さい。

■JAB公表「組織不祥事対応検討会報告書」

もう一度国内に話を戻しますと2008年3月に公表した「組織不祥事対応検討会報告書」ですが、基本の考え方は「制度の信頼性を回復するために認定機関及び認証機関が適切な情報公開を行なう」というものです。組織の不祥事が発見されたときに、認証機関は、まず調査から入る訳ですが「こうした問題があり、こうした調査をしています」とまず認証機関が公表し認定機関はそれに対して「認証機関の行動を見ています」という形で情報公開をするプロセスを考えています。また情報公開に際した文章様式、アイデアもここで議論をして不祥事が審査の過程で何故判らなかったのかを認証機関で議論する、それについて審査員の中で水平展開しようということもこの報告書の中で議論をしています。

「談合」問題については、「品質問題に絡めるのは現実的には難しいということになったが、社会一般としては組織そのものが「談合」をしないような決議をすると言った社会的な動きになり、認証については議論を保留にしています。

■信頼性確保のためのガイドライン

経済産業省公表「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」

1. 認証機関に係るガイドライン:
 - (1) 認証に係る規律の確保
 - ① 認証組織による故意の虚偽説明への対応
 - ② 認証組織による重大な法令違反への対応
 - ③ 認証範囲の適正化
 - (2) 審査員の質の向上と均質化のための取組み
 - (3) 認定機関への協力

経済産業省公表「マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン」

2. 認定機関に係るガイドライン:
 - (1) 認証組織の不祥事等への対応の適正化
 - (2) 認定行為の透明化
 - ① 認定審査結果の公開
 - ② 認証機関の基本情報の公開
 - (3) 有効性審査の徹底
 - (4) MS認証制度の積極的広報
 - (5) MS認証に係る情報の積極的提供
 - (6) 国際整合性への配慮

次は経産省が公表したガイドラインですが、背景は認証を受けた組織の不祥事が発端になっていることは間違いありません。この制度全体の情報

公開を充実させ、形式でなくパフォーマンスに着目した認証の付与を進めることを通じて認証制度を、を、社会により良く分かりやすい形にしたいとの狙いのもとにまとめられた訳です。

まずは認証機関に係るガイドラインと認定機関に係るガイドラインと二つの大きな括りがあります。認証機関に係るガイドラインではまず「(1) 認証に係る規律の確保」という大きなテーマがあります。① 認証組織による故意の虚偽説明への対応・これは故意の虚偽説明が判明した時点で当然一時停止・取り消しなどの措置をするのですが、その後一定期間は再認証しないということです。② 認証組織による重大な法令違反があった時にやはり一時停止・取り消しを遅滞なく行なう。③ 認証範囲の適正化・よくあることですが、認証組織全体が100% 認証範囲に入っている訳ではなく（認証範囲は組織が決めるのですが）、ことによれば本来、品質・環境に関わる重要な組織なりシステムが認証範囲の外にあり、わざわざ認証を受けないことがまま見られますが、こうしたことは出来るだけ避けようというのが、認証範囲の適正化になります。

次は信頼性向上の大事なところで、「(2) 審査員の質の向上とはバラツキがない均質化のための取組み」ですが、各所でのいろいろなアンケートに「審査員の力量がバラついている」とか「人によって言い方が違う」などの意見がかなりありました。これらをなくしていくことが信頼性向上にとっての基本的な取組みになります。「(3) 認定機関への協力」これは何かと言いますと機密情報の取り扱いで17021の8.5項に書かれています。対象によっては、「これは機密情報なので情報公開出来ません。」と情報公開が進まないことがあります。「機密情報」とは何処までが機密で、何処からが公に出来るものかを考えようということがこのガイドラインの中でも言われています。我々の対応委員会では取り扱っておりませんが、経産省が通称「見える委員会」という別の委員会を立ち上げて検討している状況です。

次に、認定機関も取組まなければならない問題がいろいろあります。「(1) 認証組織の不祥事への対応の適正化」これはJABがまとめた不祥事対応の報告書の深堀りをやってくださいということです。それから「(2) 認証行為の透明化」これは認定審査の中で観察事項とか不適合とか是正措置について報告書にきちんと書きますが、それを出来るだけ公開していこうというガイドラインです。認証機関の基本情報の公開ですが、JACBが平成17年に情報公開に係わるガイドラインを認証機関として決めたものがあります。これは、当時から情報公開は認証機関各々が個々にやっていくと定

められたものですが、それを相互に比較できる情報を公開したらどうかと示されたものです。「(3)有効性審査の徹底」有効性審査とは何かがまた難しいのですが一応ガイドラインで取り上げられました。「(4)マネジメントシステム認証制度の積極的広報」例えば一般社会の中で認定認証制度が十分な理解を得られていないのが現状だと思えますが、できるだけ広く一般社会にも解り易い基本的な仕組み、効用、限界、有効性審査とは何か、規格導入のベストプラティスな情報などを広報活動していくことがガイドラインに唱われました。

「(5)国際整合性への配慮」日本だけが制度の信頼性向上をやるのではなく、海外でも同様にやる必要があるのではないか。それを制度とするのであれば、しっかり議論をして国際的に通用するものにするための働きかけを強めるものです。

■MS信頼性ガイドライン対応委員会活動

認定機関JAB,JIPDEC、認定機関協議会JACBこれら代表の方々、有識者、オブザーバーとして経産省の方が集まっていたいただいて対応委員会を設置し、具体的なアクションプランを検討してきました。報告書は2009年8月に公表しています。これらを議論するために5つのワーキンググループを作りました。

MS信頼性ガイドライン対応委員会活動

3. WGの設置:

ガイドラインにおいて提起された課題について、関係者による議論を行い、アクションプランを策定することを目的として、5つの課題のワーキンググループを設置した:

- (1) 認証に係る規律の確保
- (2) 審査員の質・向上と均質化
- (3) 認定・認証に係る情報公開
- (4) 有効性審査の徹底
- (5) 認証制度の積極的広報

4. ガイドライン対応委員会を月1回程度開催し、WGでの検討状況の報告を受け、方向付けを行うとともに、共通する課題の検討、全般の取りまとめを行った。

それらの過程で特に審査員の質向上、均質化のワーキンググループでの議論でこの認証制度の中で容易に認証機関の認証が活用できないかを検討しようと、新たにワーキンググループを立ち上げて現在も活動しています。後で触れたいと思います。また、この信頼性向上の対応策を国際的に理解していただくためにもワーキンググループ6として議論しています。

■アクションプランの概要と実行状況

では今の委員会で具体的にはどのようなアクションプランが考えられて、どのような状況にあるのかをお話します。先程の(1)「認証に係る規律の確保」の中で、①故意の虚偽説明の対応です。故意の虚偽説明とは何かをWGで考え方を統一しました。受診組織が意図的に認証機関に対して認証登録の判定に重大な影響を与える誤った情報を提供すること、または意図的に真実の情報を隠蔽することなどの対応としました。先程一定期間の取り消し、一時停止があった時に再度認証を与えることは一定期間止めようという話をしましたが、WGでは、そうした状況があった時に「取り消しをします」「一定期間再認証しません」ということを事前に認証組織と合意しておかなくてはいけないということを経営者の内規、もしくは認証契約書に記す必要があると書いてあります。理由を認証機関のウェブサイトで公開し、再認証までの期間は全ての認証機関が情報を共有していかなくてはならず、情報を一元的にデータベースで管理する議論を進めています。委員会或いはWGで議論するだけでなく、JABとJIPDECから2010年2月に推奨文書として「故意に虚偽説明を行なった事実が判明した認証組織に対する認証機関による処置」というJABのMS501を発行しました。②重大な法令違反への対応ですが、まずは起こした部署が認証の範囲内か範囲外か、或いは品質関係だけが環境関係だけかを明確にした上で考えます。直接該当していれば一時停止なり、取り消しをする必要があるのですが、仮に直接認証の範囲外だったり違う規格であっても同根の問題はないか認証機関としてきちんと調査をすることを議論しました。そうしたいろいろな事例をまとめてガイドライン対応委員会の報告書に添付しましたのでご覧いただけたらと思います。それから③認証範囲適正化への対応ですが、基本的原則は認証対象組織の全体を認証範囲とすることです。しかし、現実には組織の一部だけ或いは一部の除外が認められています。その場合顧客の視点から重要な組織、システム要素が除外されていないかを注視し、組織に出来るだけ全体を認証範囲に含めるように推めるとまとめています。登録証やパンフレット或いはウェブサイトでの認証範囲を適切に表記すべきですが、一部の認証をあたかも全体が認証を受けているような表現になっていることも多々あります。現実には非認証事業者には立会い審査に行かないので非常に分りにくいのですが、私どもには苦情や内部告発がかなりあるので認証機関に調査を依頼し、善処をお願いします。この認証の範囲についても2010年2月に公表して「認証範囲を及び、その表記

に関する基本的な考え方」という推奨文書を発行しております。参考にいただければと思います。

(2) 審査員の質向上と均質化ですがこれも基本的な認証審査員の力量についてWGの中で採用、育成、評価、現実の審査にどう当てはめていくのか「力量確保モデル」を作りました。「審査員評価登録制度の活用」もWG7を作って検討しています。要員認証機関についても認定を受けた要員認証機関が認証をしている審査員の力量が証明にならないのかという意見があります。17021の中では認証機関が審査員の力量については自分が保証するとなっており要員認証機関が認証しても力量評価の材料としては使えません。どうしたら使えるかを議論し始めているところです。海外の認証機関についても同様な問題があるようで、2011年3月のIAF技術委員会の中で議論を始めるように考えております。

次に(3) 認定・認証に係る情報公開、これはなかなか大変で簡単には進みません。①認定審査結果の公開、当初我々は認定審査報告書をそのまま公開することを持ち掛けましたが、とんでもない、認定報告書は公開されたら困る、特に不適合・是正措置などは公開されたら認証を受ける方が誤解する可能性がある、という問題意識が認証機関にあります。そこは理解できるので、公開する場合どういう内容になるか様式を作成して現在審査がある毎に報告書とは別に「将来公開するとしたら」という前提で試行作成をして個々に認証機関と話し合いを進めています。2012年3月に最終決定する方向でいます。

それから認定の一時停止・取り下げの理由を明確にしてJAB或いはJIPDECのウェブサイトで公表していますが、理由については皆様に分かり難い書き方になっているので、今後は一目瞭然で分る形で明確にして公開しよう決めました。②認定機関基本情報の公開は概に認証機関が独自に進めていますが、認証機関相互に比較できる形での公開を可能にと2010年2月からJAB,JIPDEC共に同様な簡単な表、マトリックスを作り認証機関の全ての名称と、その横に公開項目1~19を並べて各々○だ△だと一覧表にしたものをJABとJIPDECのウェブサイトで概に公表しています。分りにくいところに入っていることもあり、すぐ見ていただけるような簡単なアクセスになっていないのが残念なところです。認証組織の情報公開について、対応委員会では今後の検討課題としたことですが実は2010年4月から認証組織の代表者も入れて今議論をしています。いろいろな認証組織があり、いろいろな意見もあり、認証機関もまたウェブサイトで公表するのはコストもかかるし内容につい

ても責任が持てないといった類の議論が多くあり、なかなか難しく議論はまだ続いています。ただ、考えているのは情報公開制度、プログラムを任意で立ち上げて積極的に参加する組織については別の形で組織名を我々だけでなく経産省ウェブサイトで公開するなど何らかの制度的なものを検討しています。(4) 有効審査の徹底ですがWGでまとめた考え方を講演の中で公表しております。何をもち「有効審査」とするのか、或いは具体的にどういう審査をするのかは今後の課題ですが、実は2011年3月に毎年JABで行なっているISO9001公開討論会のテーマとしてどのような審査がいいか議論し、または品質管理学会の中で「適応性を証明する具体的な審査はどういうものか」議論を進めています。(5) 認証制度の積極的広報は日本だけでなく国際的にやっていくということです。その前に①認定シンボルのデフォルト化推進をしたいと思っています。よくあるのは外資系の認証機関でお客様の選択だからといって認定シンボルを全部、もしくは選択された部分しか付けないケースがあります。日本においてはJABもしくはJIPDECの認定した認証機関が発行する登録証、認証書にはシンボルを付けてもらい、認証の信頼性について問題意識を持って取り組んでいます。JAB,JIPDECの認定を受けた認証機関から認証を受けた組織なのだということが世の中に分かるようにしたいという理由から、2010年7月に認定先の認証機関の協力依頼文書を送っています。②国際整合を図るところでは、ISO9001/TC176それからIAFのメンバーから成るISO9001アドバイザーグループのミーティングで、私から進捗状況を定時報告させていただいています。国際整合性とアクションプラン徹底では、JAB,JIPDECから認定を受けているところには直接やっていただけるのですが、認定を受けていない29機関にも同様に信頼性向上活動をやらせようためにいかに進めていくかで調査を行い、今後少しずつ私達の活動に協賛していただくように進めているところです。このようにJABの信頼性向上に関わる対応をいくつかお話しておりますが、特に国際的に中国、韓国、或いは台湾など東アジア認定機関と力を合わせていこうと年一回の会合を催しています。そこで信頼性向上について議論し、それをPAC太平洋認定機関会議にアピールし、PACの力を得て更にIAFにアピールして進めようと考えております。それから先程「JAB,JIPDEC非認定認証機関への監視」という書き方をしていますが、実を言うと我々は認定をしていませんので直接には出来ない訳です。そこで、そうした海外の認定機関が認定している代行をしようということでしたらしっかり審査していく

考えです。

■信頼性向上に関わるJABの対応

MS認証の信頼性向上に関わるJABの対応				
4. 日本に於けるJAB, JIPDEC非認定認証機関への登録(海外認定機関の認定審査代行の積極的な引き受け)				
JABによる海外認定機関への協力実績				
	2007	2008	2009	2010
合同審査	1	1	4	4
下請負審査	6	3	1	14
審査員・専門家派遣	7	8	8	6
JAB報告書の活用	22	12	2	8
合計	36	24	14	32

このデータは認定先が中心ですが、一部「下請けによる審査」とか「審査員、専門家派遣」のところで非認定先の機関への対応も入っております。我々としては今後も非認定先に対する監視活動を強めていきたいと思っています。

MS認証の信頼性向上に関わるJABの対応					
5. 苦情対応における積極的な取組みも、MS認証の信頼性向上に寄与している。					
異議申立て・苦情及び質問等の受付件数					
	本協会		本協会以外への苦情		質問/意見等
	異議申し立て	苦情	適合性評価機関	認証機関	
2009年度件数	0	3	17	32	359
2008年度件数	0	0	23	19	311
2007年度件数	0	0	17	46	232

それから「苦情対応」は大事でして、認証を受けていない事業所であたかも認証を受けているようなことがあるとか、認証を受けた組織での内部告発的なもの、苦情情報を私どもは受けております。それらは質問、意見として多くあります。後は認証機関や認証された組織に対する苦情がかなりあるので、この情報をすぐに認証機関に伝え調査をお願いし、同時に事実であれば処置も依頼しています。地道ではありますが、こうした活動が信頼性向上に役立っていると考えております。

■現在の関心事項

最後ですが、現在の関心事項ということでJAB全体というよりもむしろ私個人の関心事項です。ひとつは「認証マークの不適切な使用」で特に製品認証ではないのにMS認証マークを製品に付ける、直接貼るのではなくてくびれ部分に下げているとか、或いは箱の中に入れておくといったことがあったり、認証を受けていない事業所の社員が名刺に印刷していることなど不適切な使用は非常にいろいろな形であります。これを何とかしていかなくてはなりません。それと「ISO業務代行ビジネス」は今、ウェブサイトで「ISO代行」と入れますとたくさん出てきます。それらは組織の認証活動を支援していると一見読めますが「認証は任せてください。月々の料金を支払ってもらえれば全て行ないます」という類のものも少なくないのです。これをどう考えるかというところですね。これは現実にあったケースですが、コンサルタントの方と認証機関の方がグルになって組織の中には行くがその方達だけで審査をしていて、組織は何も知らないというケースです。現場には行かず文書だけでこういったことが広がってはならないと思います。我々としても立会いも数少ないのでなかなか難しく分かりにくいこともありますが、もしそうした内部告発で判ったならばそれなりにきちんとした対応をしていきたいと考えております。

ご静聴有難うございました。



テクノファNEWS 第92号
企画・編集/株式会社テクノファ

2011年6月10日発行
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル
TEL:044-246-0910 FAX:044-221-1331
ホームページ⇒<http://www.technofer.co.jp/>